

議案 番号	15	資料 番号	1
保険年金課、税務課			

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 国保財政見通し（現状）

（単位：千円）

区 分	令和2年度 （決算）	令和3年度 （決算見込）	令和4年度 （決算見込）	令和5年度 （決算見込）	令和6年度 （決算見込）	令和7年度 （決算見込）
①. 歳入	7,052,746	7,190,698	6,898,501	6,825,815	6,749,101	6,687,590
②. 歳出	6,852,184	7,082,074	6,803,985	6,744,561	6,680,010	6,630,737
③. 形式収支(①-②)	200,562	108,624	94,516	81,254	69,091	56,853
④. 実質単年度収支	117,438	13,532	△ 14,099	△ 13,253	△ 12,155	△ 12,229
⑤. 基金残高	872,479	958,568	958,577	958,586	958,595	958,604

（※経年比較しやすいよう、基金は利子積立のみとしています）

形式収支（次年度繰越金）は令和2年度の約2億円により、令和7年度まで黒字で推移し、実質単年度収支は令和4年度以降赤字となるものの、基金残高は現状を維持できます。

2. 令和4年度の国民健康保険税について

国民健康保険運営協議会より、別紙のとおり「答申書」の提出を受けました。市は答申を尊重するとともに、国保税率について慎重協議した結果、答申のとおり国保税を全体で「1億円程度引き下げ」を行いたいと考えています。

3. 国保財政見通し（税率改正後）

（単位：千円）

区 分	令和2年度 （決算）	令和3年度 （決算見込）	令和4年度 （決算見込）	令和5年度 （決算見込）	令和6年度 （決算見込）	令和7年度 （決算見込）
①. 形式収支	200,562	108,624	94,516	81,254	69,091	56,853
②. 実質単年度収支	117,438	13,532	△ 114,099	△ 113,253	△ 112,155	△ 112,229
③. 基金残高	872,479	958,568	858,577	758,586	658,595	558,604

令和4年度以降、国保税引き下げ分の1億円を基金から毎年取崩を行った場合、実質単年度収支の赤字は増すものの、形式収支は黒字で推移し、令和7年度の基金残高は約5億5千900万円となり、平成30年度制度改正時の基金残高約5億5千600万円と同水準となります。

写

令和4年2月3日

燕市長 鈴木 力 様

燕市国民健康保険運営協議会
会長 三 富 仁



答 申 書

燕市国民健康保険税率の改正について、当運営協議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申する。

燕市国民健康保険税率の改正について

国民健康保険制度は、平成 30 年度における新国保制度の施行により、制度創設以来となる約半世紀ぶりの大改革が実現し、国による公費拡充が実施されるとともに、国保運営に都道府県が参画し財政運営の主体となるなど、国民皆保険制度を堅持するため基盤強化が図られた。

しかしながら、市町村国保の現状は、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加、また被保険者数の減少や低所得者の加入割合が高いこと等により、財政基盤が脆弱であることには変わりなく、加えてコロナ禍による社会情勢を踏まえると国保事業の運営は厳しい状況にある。

この度、県から令和 4 年度の国民健康保険事業費納付金の算定結果が示され、今年度決算見込み、及び令和 4 年度確定納付金をもとに現行の国保税率から算定した財政見通しによれば、収支に余剰が見込める状況となった。加えて国民健康保険財政調整基金の保有状況を勘案し、令和 4 年度において、国保税率の引き下げは十分可能なものと判断できる。

燕市国保は被保険者の減少や高齢者の加入割合など、財源確保が年々厳しくなる不安要素を抱えているものの、財政の安定的運営かつ健全化に努めたうえで、前年度繰越金や財政調整基金を有効活用することとし、「令和 4 年度の国保税は、全体で 1 億円程度引き下げすること」が適当であると考える。

なお、国保事業の運営について、次のとおり附帯意見を添えるものとする。

附帯意見

- (1) 国保税率については、国民健康保険制度の持続性や今後の社会情勢等を踏まえ適時適正なものを目指すとともに、加入者の負担に十分配慮すること。
- (2) 税率改正の内容について、被保険者や市民に対し、十分な説明と周知を図ること。
- (3) 国保財政の健全な運営を確保するため、ジェネリック医薬品差額通知事業や燕市独自の保健事業など、医療費適正化に向けた取り組みを引き続き積極的に実施すること。

議案 番号	15	資料 番号	2
税務課			

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

1 国民健康保険税率の改正について

(1) 概要

- ①国民健康保険運営協議会の「答申書」を受け、国民健康保険税額を1億円程度引き下げるよう算定しました。
- ②算定に当たり、応能割(所得に応じて賦課する所得割)と応益割(被保険者1人にかかる均等割と世帯毎にかかる平等割)がおおむね50対50となる割合を基準としています。

(2) 税率改正の内容

区分	算定区分	現行	改正後	比較
医療給付費分	所得割	6.70%	5.80%	▲0.90%
	均等割	21,800円	21,000円	▲800円
	平等割	21,400円	20,800円	▲600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.70%	2.50%	▲0.20%
	均等割	13,400円	13,400円	0円
介護納付金分	所得割	2.40%	2.40%	0%
	均等割	15,500円	15,500円	0円

※平均応能割・応益割 51.14 : 48.86

(3) 税額比較

課税区分	現行	改正後	引き下げ額	引き下げ率
1人当たり 平均保険税額	95,399円	88,660円	▲6,739円	▲7.06%
1世帯当たり 平均保険税額	151,818円	141,094円	▲10,724円	▲7.06%

※国の統計資料『令和2年度事業年報』より算出したところ、1世帯当たりの平均保険税額の20市中の順位は1位から7位となります。

(4) モデルケース

(年間額)

	世帯例	現行	改正後	引き下げ額	1人当たり 影響額
①	1人世帯 本人(72歳): 年金所得 43万円 (年金収入 153万円)	16,900円 (7割軽減)	16,500円 (7割軽減)	▲400円	▲400円
②	夫婦2人世帯 夫(67歳): 年金所得 90万円 (年金収入 200万円) 妻(65歳): 年金所得 0円 (年金収入 60万円)	89,900円 (5割軽減)	83,700円 (5割軽減)	▲6,200円	▲3,100円
③	夫婦2人世帯 夫(52歳): 営業所得 150万円 妻(48歳): 給与所得 80万円 (給与収入 135万円)	292,500円	274,600円	▲17,900円	▲8,950円
④	夫婦と子供2人の4人世帯 夫(45歳): 営業所得 200万円 妻(43歳): 給与所得 160万円 (給与収入 240万円) 子(20歳): 学生 子(13歳): 学生	516,300円	482,500円	▲33,800円	▲8,450円

(5) 適用時期

改正税率での税額計算は、令和4年度本算定から適用し、普通徴収の方は令和4年7月分から、特別徴収(年金天引き)の方は令和4年10月支給分からとなります。

2 未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割の減額措置の導入について

(1) 概要

令和3年6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割の5割を減額することとされたことによる改正です。

(2) 対象者及び減額割合

- ①対象者・・・未就学児
(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者)
- ②減額割合・・・対象となる未就学児に係る均等割の5割

※ 低所得者の応益分7割・5割・2割軽減に該当している世帯の場合は、軽減後の均等割の5割を減額します。

(3) 国・県・市の負担割合

国・県・市の負担割合は、次の通りです。

区分	負担割合
国	2分の1
県	4分の1
市	4分の1

(4) 適用時期

令和4年度分(令和4年7月の本算定)から適用します。

3 納期ごとの税額に係る端数処理の変更について

(1) 概要

国民健康保険税の納期ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は、地方税法の規定により最初の納期に合算することとされています。このため、最初の納期とその後の納期の金額の差が大きくなる場合があり、改善についてのご意見やご要望をいただいております。

そこで、国民健康保険税条例に規定を追加することで、端数処理を100円未満とし、納付しやすくするために改正するものです。

(2) 現行と改正後の具体例

《年税額21,500円、仮算定額5,000円、本算定額16,500円の例》

区分	R4 本算定期間		R5 仮算定期間		R5 本算定期間	
	7月	8月～3月	4月	5月～6月	7月	8月～3月
現行	8,500円	1,000円	3,000円	1,000円	8,500円	1,000円
改正後	2,100円	1,800円	1,900円	1,700円	1,800円	1,800円

(3) 適用時期

令和4年度分(令和4年7月の本算定)から適用します。

(4) お知らせ

仮算定通知と本算定通知の際にお知らせ文書を同封するほか、本算定通知の際に、広報、ホームページ、SNSなどでもお知らせします。

4 今後の主な改正予定について

国では、令和4年度の税制改正において、地方税法、地方税法施行令等の一部改正が予定されており、国民健康保険税の課税限度額の引き上げが含まれております。この改正法案の成立後、改正法令の公布日付けで専決処分をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【参考】

前回の課税限度額引き上げに係る改正法令の公布日(専決処分の日): 令和2年3月31日

議案 番号	15	資料 番号	3
税務課			

燕市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和三十五年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.80</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和三十五年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p>

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万1,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第16条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第16条第1項において同じ。)以外の世帯 20,800円

(2) 特定世帯 10,400円

(3) 特定継続世帯 15,600円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.50を乗じて算定する。

第6条の3～第12条 (略)

(納期等)

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万1,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第16条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第16条において同じ。)以外の世帯 21,400円

(2) 特定世帯 10,700円

(3) 特定継続世帯 16,050円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条の2 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.70を乗じて算定する。

第6条の3～第12条 (略)

(納期)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又はその分割金額が100円未満である場合には、その端数金額又はその全額は、すべて当該年度の国民健康保険税確定後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第16条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～9 (略)

第13条の2～第15条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項

第12条の2 (略)

2 (略)

(加える。)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第16条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～9 (略)

第13条の2～第15条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総

に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外及び特定継続世帯以外の世帯 14,560円

(イ) 特定世帯 7,280円

(ウ) 特定継続世帯 10,920円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,380円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保

所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外及び特定継続世帯以外の世帯 14,980円

(イ) 特定世帯 7,490円

(ウ) 特定継続世帯 11,235円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,380円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保

除者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,850円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,400円

(イ) 特定世帯 5,200円

(ウ) 特定継続世帯 7,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,700円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,750円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

除者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,850円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,700円

(イ) 特定世帯 5,350円

(ウ) 特定継続世帯 8,025円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,700円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,750円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した

算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,160円

(イ) 特定世帯 2,080円

(ウ) 特定継続世帯 3,120円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,680円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,100円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前頁に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,280円

(イ) 特定世帯 2,140円

(ウ) 特定継続世帯 3,210円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,680円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,100円

(加える。)

ア 前頁第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,150円

イ 前頁第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円

ウ 前頁第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前頁第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,010円

イ 前頁第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,350円

ウ 前頁第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,700円

第17条 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第17条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び第16条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第17条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第16条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(第17条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相

第17条 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第17条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第17条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第16条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(第17条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるも

当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) 及びとする。

第17条の3～第20条 (略)

附 則

1～8 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の

のとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

第17条の3～第20条 (略)

附 則

1～8 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と

金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額、以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第16条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第

する。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額、以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第16条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条

35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第16条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第16条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第16条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第16条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第16条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第16条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関

は「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第16条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第16条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関す

する法律(昭和37年法律第144号)第3条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び**第16条第1項**において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第16条第1項**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び**第16条第1項**において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、**第16条第1項**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

る法律(昭和37年法律第144号)第3条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び**第16条**において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第16条**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び**第16条**において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、**第16条**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第16条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第16条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条の2、第7条及び**第16条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する

規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成25年度分の国民健康保険税に関する特例)

21 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第16条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成25年度分の国民健康保険税に関する特例)

21 (略)

令和 3 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度燕市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 268,081 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,314,010 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 28 日 提出 燕 市 長 鈴 木 力

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		1	199	200
	1国庫補助金	1	199	200
4県支出金		5,038,778	181,967	5,220,745
	1県補助金	5,038,777	181,967	5,220,744
5財産収入		9	5	14
	1財産運用収入	9	5	14
6繰入金		601,104	87,756	513,348
	1他会計繰入金	493,691	19,657	513,348
	2基金繰入金	107,413	107,413	0
7繰越金		26,895	173,666	200,561
	1繰越金	26,895	173,666	200,561
歳	入	合	計	
		7,045,929	268,081	7,314,010

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2保険給付費		4,946,583	182,000	5,128,583
	1療養諸費	4,331,795	142,000	4,473,795
	2高額療養費	593,981	40,000	633,981
6基金積立金		9	86,081	86,090
	1基金積立金	9	86,081	86,090
歳出	合計	7,045,929	268,081	7,314,010

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1	199	200
4 県支出金	5,038,778	181,967	5,220,745
5 財産収入	9	5	14
6 繰入金	601,104	87,756	513,348
7 繰越金	26,895	173,666	200,561
歳入合計	7,045,929	268,081	7,314,010

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1総務費	114,995	0	114,995	0			
2保険給付費	4,946,583	182,000	5,128,583	182,000			
3国民健康保険事業 費納付金	1,815,064	0	1,815,064	166		19,657	19,823
6基金積立金	9	86,081	86,090			5	86,076
歳 出 合 計	7,045,929	268,081	7,314,010	182,166		19,662	66,253

2 歳 入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
3	国庫支出金	1	199	200
	国庫補助金	1	199	200
	災害臨時特例補助金	1	166	167
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	33	33
4	県支出金	5,038,778	181,967	5,220,745
	県補助金	5,038,777	181,967	5,220,744
	保険給付費等交付金	5,038,777	181,967	5,220,744
5	財産収入	9	5	14
	財産運用収入	9	5	14
	利子及び配当金	9	5	14
6	繰入金	601,104	87,756	513,348
	他会計繰入金	493,691	19,657	513,348
	一般会計繰入金	493,691	19,657	513,348
	基金繰入金	107,413	107,413	0
	財政調整基金繰入金	107,413	107,413	0
7	繰越金	26,895	173,666	200,561
	繰越金	26,895	173,666	200,561
	繰越金	26,895	173,666	200,561
歳 入 合 計		7,045,929	268,081	7,314,010

(単位：千円)

節		説明	
区	分	金	額
1	災害臨時特例補助金	166	災害臨時特例補助金 166
1	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	33	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 33
1	保険給付費等交付金	181,967	普通交付金 182,000 特別交付金 33
1	基金収入	5	財政調整基金利子収入 5
1	保険基盤安定繰入金	21,766	保険基盤安定繰入金 21,766
4	財政安定化支援事業繰入金	2,109	財政安定化支援事業繰入金 2,109
1	財政調整基金繰入金	107,413	財政調整基金繰入金 107,413
1	前年度繰越金	173,666	前年度繰越金 173,666

3 歳 出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	1	総務費	114,995	0	114,995	0			
		趣旨普及費	801	0	801	0			
		趣旨普及費	801	0	801	0			
	2	保険給付費	4,946,583	182,000	5,128,583	182,000			
		療養諸費	4,331,795	142,000	4,473,795	142,000			
		1一般被保険者療養給付費	4,293,739	140,000	4,433,739	140,000			
		3一般被保険者療養費	27,190	2,000	29,190	2,000			
		2高額療養費	593,981	40,000	633,981	40,000			
		1一般被保険者高額療養費	593,150	40,000	633,150	40,000			
	3	国民健康保険事業費納付金	1,815,064	0	1,815,064	166		19,657	19,823
		医療給付費分	1,216,460	0	1,216,460	166		12,026	12,192
		1一般被保険者医療給付費分	1,214,529	0	1,214,529	166		12,026	12,192
		2後期高齢者支援金等分	444,021	0	444,021			5,218	5,218
		1一般被保険者後期高齢者支援金等分	443,567	0	443,567			5,218	5,218
		3介護納付金分	154,583	0	154,583			2,413	2,413
		介護納付金分	154,583	0	154,583			2,413	2,413
	6	基金積立金	9	86,081	86,090			5	86,076
		基金積立金	9	86,081	86,090			5	86,076
		財政調整基金積立金	9	86,081	86,090			5	86,076
		歳 出 合 計	7,045,929	268,081	7,314,010	182,166		19,662	66,253

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区	分			
			財源更正	
18	負担金補助及び交付金	140,000	1 一般被保険者療養給付費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者療養給付費	140,000 140,000
18	負担金補助及び交付金	2,000	1 一般被保険者療養費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者療養費	2,000 2,000
18	負担金補助及び交付金	40,000	1 一般被保険者高額療養費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者高額療養費	40,000 40,000
			財源更正	
			財源更正	
			財源更正	
24	積立金	86,081	1 財政調整基金積立金 【健康福祉部 保険年金課】 ・財政調整基金利子積立金 ・財政調整基金積立金	86,081 5 86,076

令和3年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要

議案 番号	24	資料 番号	1
保険年金課			

1. 令和3年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

今回の補正予算は、医療費増加に伴う保険給付費の不足分を増額し、保険給付費の全額を交付対象とする普通交付金を併せて増額します。また、保険基盤安定繰入金や前年度繰越金の増額により基金繰入金を皆減します。
なお、次年度以降の国民健康保険事業の円滑な財政運営のため、国民健康保険事業財政調整基金への積立金を計上します。

(1) 補正額と財源内訳

(単位：千円)

補正前の額	今回補正額	財源内訳				補正後の額
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
7,045,929	268,081	182,166	0	19,662	66,253	7,314,010

(2) 歳入の概要

※歳入及び歳出の概要の補正前予算額は今回補正となる科目を対象に集計してあります。

(単位：千円)

番号	科目			補正前予算額	補正額	関連歳出
1	国庫支出金	国庫補助金	災害臨時特例補助金	1	166	-
			社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	33	-
2	県支出金	県補助金	普通交付金	4,925,876	182,000	歳出1、2、3
			特別交付金	112,901	△33	-
3	財産収入	財産運用収入	財政調整基金利子収入	9	5	歳出4
4	繰入金	他会計繰入金	保険基盤安定繰入金	345,786	21,766	-
			財政安定化支援事業繰入金	28,684	△2,109	-
		基金繰入金	財政調整基金繰入金	107,413	△107,413	-
5	繰越金	繰越金	前年度繰越金	26,895	173,666	-

(3) 歳出の概要

(単位：千円)

2 款 保険給付費							
1 項 療養諸費							
1 目 一般被保険者療養給付費							
番号	事業名等 担当課	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
1	一般被保険者療養給付費 保険年金課	医療費増加に伴う給付見込額の不足分を増額します。 ・一般被保険者療養給付費 140,000千円	4,293,739	140,000	140,000	0	-
3 目 一般被保険者療養費							
番号	事業名等 担当課	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
2	一般被保険者療養費 保険年金課	医療費増加に伴う給付見込額の不足分を増額します。 ・一般被保険者療養費 2,000千円	27,190	2,000	2,000	0	-
2 項 高額療養費							
1 目 一般被保険者療養費							
番号	事業名等 担当課	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
3	一般被保険者高額療養費 保険年金課	医療費増加に伴う給付見込額の不足分を増額します。 ・一般被保険者高額療養費 40,000千円	593,150	40,000	40,000	0	-
6 款 基金積立金							
1 項 基金積立金							
1 目 財政調整基金積立金							
番号	事業名等 担当課	事業概要	補正前予算額	補正額	財源内訳		説明資料
					特定財源	一般財源	
4	財政調整基金利子積立金 保険年金課	基金の利子収入を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てます。 ・財政調整基金利子積立金 5千円	9	5	5	0	-
5	財政調整基金積立金 保険年金課	今後の円滑な国民健康保険事業運営のために国民健康保険事業財政調整基金に積み立てます。 ・財政調整基金積立金 86,076千円 (補正後基金残高 958,568千円)	0	86,076	0	86,076	-

令和 4 年度燕市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度燕市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,160,413 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 28 日 提出 燕 市 長 鈴 木 力

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,307,684
	1 国民健康保険税	1,307,684
2 使用料及び手数料		750
	1 手数料	750
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		5,239,165
	1 県補助金	5,239,164
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		8
	1 財産運用収入	8
6 繰入金		596,537
	1 他会計繰入金	491,075
	2 基金繰入金	105,462
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		16,267
	1 延滞金加算金及び過料	8,106
	2 雑入	8,161
歳 入	合 計	7,160,413

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		112,502
	1 総務管理費	96,402
	2 徴税費	14,781
	3 運営協議会費	534
	4 趣旨普及費	785
2 保険給付費		5,155,264
	1 療養諸費	4,495,293
	2 高額療養費	639,664
	3 移送費	100
	4 出産育児一時金	13,207
	5 葬祭費	6,000
	6 傷病手当金	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,766,140
	1 医療給付費分	1,182,240
	2 後期高齢者支援金等分	435,614
	3 介護納付金分	148,286
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		100,136
	1 特定健康診査等事業費	45,948
	2 保健事業費	54,188
6 基金積立金		8
	1 基金積立金	8
7 諸支出金		16,362
	1 償還金及び還付加算金	16,359
	2 延滞金	3
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	7,160,413

予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険税	1,307,684	1,361,926	54,242
2 使用料及び手数料	750	800	50
3 国庫支出金	1	1	0
4 県支出金	5,239,165	5,038,778	200,387
5 財産収入	8	9	1
6 繰入金	596,537	595,530	1,007
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	16,267	16,416	149
歳入合計	7,160,413	7,013,461	146,952

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1総務費	112,502	109,421	3,081	3,985		108,517	
2保険給付費	5,155,264	4,946,583	208,681	5,136,057		8,400	10,807
3国民健康保険事業 費納付金	1,766,140	1,815,064	48,924	66,485		374,913	1,324,742
4財政安定化基金拠 出金	1	1	0				1
5保健事業費	100,136	115,871	15,735	32,639		641	66,856
6基金積立金	8	9	1			8	
7諸支出金	16,362	16,512	150				16,362
8予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	7,160,413	7,013,461	146,952	5,239,166		492,479	1,428,768

2 歳 入

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
	国民健康保険税	1,307,684	1,361,926	54,242
	国民健康保険税	1,307,684	1,361,926	54,242
	1一般被保険者国民健康保険税	1,304,963	1,359,358	54,395
	2退職被保険者等国民健康保険税	2,721	2,568	153

01-01-01 一般被保険者国民健康保険税

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分 現年課税分	801,785	医療給付費分現年度分 調定見込額 828,313 収納見込額 (96.0%) 795,180 医療給付費分過年度分 調定見込額 7,593 収納見込額 (87.0%) 6,605	795,180 6,605
2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	323,970	後期高齢者支援金分現年度分 調定見込額 334,952 収納見込額 (96.0%) 321,553 後期高齢者支援金分過年度分 調定見込額 2,779 収納見込額 (87.0%) 2,417	321,553 2,417
3 介護納付金分 現年課税分	122,055	介護納付金分現年度分 調定見込額 127,117 収納見込額 (95.0%) 120,761 介護納付金分過年度分 調定見込額 1,488 収納見込額 (87.0%) 1,294	120,761 1,294
4 医療給付費分 滞納繰越分	42,148	医療給付費分滞納繰越分 調定見込額 247,930 収納見込額 (17.0%) 42,148	42,148
5 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	9,811	後期高齢者支援金分滞納繰越分 調定見込額 49,058 収納見込額 (20.0%) 9,811	9,811
6 介護納付金分 滞納繰越分	5,194	介護納付金分滞納繰越分 調定見込額 25,972 収納見込額 (20.0%) 5,194	5,194
1 医療給付費分 現年課税分	1	医療給付費分過年度分 調定見込額 1 収納見込額 (100.0%) 1	1
2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	1	後期高齢者支援金分過年度分 調定見込額 1 収納見込額 (100.0%) 1	1
3 介護納付金分 現年課税分	1	介護納付金分過年度分 調定見込額 1 収納見込額 (100.0%) 1	1
4 医療給付費分 滞納繰越分	1,768	医療給付費分滞納繰越分 調定見込額 44,223 収納見込額 (4.0%) 1,768	1,768
5 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	420	後期高齢者支援金分滞納繰越分 調定見込額 8,402 収納見込額 (5.0%) 420	420

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
	2使用料及び手数料	750	800	50
	手数料	750	800	50
	督促手数料	750	800	50
	3国庫支出金	1	1	0
	国庫補助金	1	1	0
	災害臨時特例補助金	1	1	0
	4県支出金	5,239,165	5,038,778	200,387
	県補助金	5,239,164	5,038,777	200,387
	保険給付費等交付金	5,239,164	5,038,777	200,387
	2財政安定化基金交付金	1	1	0
	財政安定化基金交付金	1	1	0
	5財産収入	8	9	1
	財産運用収入	8	9	1
	利子及び配当金	8	9	1
	6繰入金	596,537	595,530	1,007
	他会計繰入金	491,075	488,117	2,958
	1一般会計繰入金	491,075	488,117	2,958
	2基金繰入金	105,462	107,413	1,951

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
6 介護納付金分 滞納繰越分	530	介護納付金分滞納繰越分 調定見込額 収納見込額 (4.0%)	530 13,256 530
1 督促手数料	750	督促手数料	750
1 災害臨時特例 補助金	1	災害臨時特例補助金	1
1 保険給付費等 交付金	5,239,164	普通交付金 特別交付金	5,135,057 104,107
1 財政安定化基金 交付金	1	財政安定化基金交付金	1
1 基金収入	8	財政調整基金利子収入	8
1 保険基盤安定 繰入金	346,186	保険基盤安定繰入金	346,186
2 職員給与費等 繰入金	107,762	職員給与費繰入金 事務費繰入金	77,881 29,881
3 出産育児一時 金繰入金	8,400	出産育児一時金繰入金	8,400
4 財政安定化支 援事業繰入金	26,575	財政安定化支援事業繰入金	26,575
5 未就学児均等 割保険税繰入金	2,152	未就学児均等割保険税繰入金	2,152

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較
款 項	目			
	財政調整基金繰入金	105,462	107,413	1,951
	繰越金	1	1	0
	繰越金	1	1	0
	繰越金	1	1	0
	諸収入	16,267	16,416	149
	延滞金加算金及び過料	8,106	7,106	1,000
	1一般被保険者延滞金	8,000	7,000	1,000
	2退職被保険者等延滞金	100	100	0
	3一般被保険者加算金	3	3	0
	4退職被保険者等加算金	3	3	0
	雑入	8,161	9,310	1,149
	1一般被保険者第三者納付金	5,000	5,000	0
	2退職被保険者等第三者納付金	1	1	0
	3一般被保険者返納金	2,510	2,510	0
	4退職被保険者等返納金	2	2	0
	雑入	648	1,797	1,149
	歳入合計	7,160,413	7,013,461	146,952

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1	財政調整基金繰入金		105,462	財政調整基金繰入金	105,462
1	前年度繰越金		1	前年度繰越金	1
1	一般被保険者延滞金		8,000	一般被保険者延滞金	8,000
1	退職被保険者等延滞金		100	退職被保険者等延滞金	100
1	一般被保険者加算金		3	一般被保険者加算金	3
1	退職被保険者等加算金		3	退職被保険者等加算金	3
1	一般被保険者第三者納付金		5,000	一般被保険者第三者納付金	5,000
1	退職被保険者等第三者納付金		1	退職被保険者等第三者納付金	1
1	一般被保険者返納金		2,510	一般被保険者返納金	2,500
				一般被保険者返納金滞納繰越分	10
1	退職被保険者等返納金		2	退職被保険者等返納金	1
				退職被保険者等返納金滞納繰越分	1
1	雑入		648	雑入	1
				雇用保険料個人負担金	11
				特定健診自己負担金	635
				指定公費返納金滞納繰越分	1

3 歳 出

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
						特 定 財 源			
款	項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		総務費	112,502	109,421	3,081	3,985		108,517	
		総務管理費	96,402	94,340	2,062	211		96,191	
		1一般管理費	92,626	90,325	2,301			92,626	
		2国民健康保 険団体連合 会負担金	3,776	4,015	239	211		3,565	
		2徴税費	14,781	13,748	1,033	3,769		11,012	
		賦課徴収費	14,781	13,748	1,033	3,769		11,012	

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	1,586	1 職員人件費	77,881
2 給料	37,174	【総務部 総務課】	
3 職員手当等	28,273	・一般職給料	37,174
4 共済費	13,141	・扶養手当	960
8 旅費	69	・管理職手当	286
10 需用費	696	・住居手当	618
11 役務費	1,507	・通勤手当	427
12 委託料	9,941	・時間外勤務手当	3,910
13 使用料及び賃借料	3	・管理職員特別勤務手当	21
17 備品購入費	236	・期末手当	8,092
		・勤勉手当	5,920
		・児童手当	140
		・退職手当負担金	7,565
		・共済費	12,709
		・地方公務員災害補償基金負担金	59
		2 一般管理費	14,745
		【健康福祉部 保険年金課】	
		・会計年度任用職員報酬	1,586
		・会計年度任用職員期末手当	334
		・会計年度任用職員社会保険料	373
		・普通旅費	20
		・会計年度任用職員費用弁償	49
		・消耗品費	596
		・印刷製本費	100
		・通信運搬費	1,501
		・手数料	6
		・国保ラインシステム保守業務委託料	220
		・被保険者証年次更新業務委託料	389
		・高額療養費関係通知作成委託料	305
		・国保情報集約システム運用保守業務委託料	2,157
		・オンライン資格確認システム運用保守業務委託料	366
		・共同電算処理業務委託料	5,692
		・レセプト電算処理業務委託料	812
		・高速道路使用料	3
		・国保ラインシステム用機器購入費	236
18 負担金補助及び交付金	3,776	1 連合会負担金	3,776
		【健康福祉部 保険年金課】	
		・第一種負担金	3,565
		・求償事務受益者負担金	211
10 需用費	1,998	1 賦課経費	6,880
11 役務費	5,962	【市民生活部 税務課】	
12 委託料	4,072	・消耗品費	44
13 使用料及び賃借料	159	・印刷製本費	1,271
18 負担金補助及び交付金	2,590	・通信運搬費	1,796
		・税制改正対応システム改修業務委託料	3,769
		2 収納経費	7,901
		【市民生活部 収納課】	
		・消耗品費	39
		・印刷製本費	565
		・燃料費	79

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款 項	目	特 定 財 源				一 般 財 源			
		国 県 支 出 金					地 方 債	そ の 他	
	3	運営協議会費	534	532	2			534	
		運営協議会費	534	532	2			534	
	4	趣旨普及費	785	801	16	5		780	
		趣旨普及費	785	801	16	5		780	
	2	保険給付費	5,155,264	4,946,583	208,681	5,136,057		8,400	10,807
		療養諸費	4,495,293	4,331,795	163,498	4,495,293			
		1一般被保険者療養給付費	4,454,783	4,293,739	161,044	4,454,783			
		2退職被保険者等療養給付費	100	100	0	100			
		3一般被保険者療養費	29,545	27,190	2,355	29,545			
		4退職被保険者等療養費	50	50	0	50			
		5審査支払手数料	10,815	10,716	99	10,815			
		高額療養費	639,664	593,981	45,683	639,664			
		1一般被保険者高額療養費	638,833	593,150	45,683	638,833			
		2退職被保険者等高額療養費	100	100	0	100			

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
			<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 2,824 ・手数料 1,342 ・収納業務電算作業委託料 303 ・自動車借上料 159 ・嘱託徴収業務負担金 2,590
1 報酬	375	1 運営協議会費 534	
8 旅費	20	【健康福祉部 保険年金課】 ・運営協議会委員報酬 375	
10 需用費	118	・費用弁償 20	
11 役務費	21	・消耗品費 118	
		・通信運搬費 21	
10 需用費	785	1 趣旨普及費 785	
		【健康福祉部 保険年金課】 ・消耗品費 303	
		・印刷製本費 482	
18 負担金補助及び交付金	4,454,783	1 一般被保険者療養給付費 4,454,783	
		【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者療養給付費 4,454,783	
18 負担金補助及び交付金	100	1 退職被保険者等療養給付費 100	
		【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等療養給付費 100	
18 負担金補助及び交付金	29,545	1 一般被保険者療養費 29,545	
		【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者療養費 29,545	
18 負担金補助及び交付金	50	1 退職被保険者等療養費 50	
		【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等療養費 50	
12 委託料	10,815	1 審査支払手数料 10,815	
		【健康福祉部 保険年金課】 ・診療報酬審査委託料 10,815	
18 負担金補助及び交付金	638,833	1 一般被保険者高額療養費 638,833	
		【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者高額療養費 638,833	
18 負担金補助及び交付金	100	1 退職被保険者等高額療養費 100	
		【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等高額療養費 100	

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
款 項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	3一般被保険者高額介護合算療養費	681	681	0	681			
	4退職被保険者等高額介護合算療養費	50	50	0	50			
	3移送費	100	100	0	100			
	1一般被保険者移送費	50	50	0	50			
	2退職被保険者等移送費	50	50	0	50			
	4出産育児一時金	13,207	13,207	0			8,400	4,807
	1出産育児一時金	13,200	13,200	0			8,400	4,800
	2審査支払手数料	7	7	0				7
	5葬祭費	6,000	6,500	500				6,000
	葬祭費	6,000	6,500	500				6,000
	6傷病手当金	1,000	1,000	0	1,000			
	1傷病手当金	1,000	1,000	0	1,000			
	3国民健康保険事業費納付金	1,766,140	1,815,064	48,924	66,485		374,913	1,324,742
	1医療給付費分	1,182,240	1,216,460	34,220	66,485		255,603	860,152
	1一般被保険者医療給付費分	1,179,350	1,214,529	35,179	66,485		255,603	857,262
	2退職被保険者等医療給付費分	2,890	1,931	959				2,890
	2後期高齢者支援金等分	435,614	444,021	8,407			86,981	348,633

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
18 負担金補助及び交付金	681	1 一般被保険者高額介護合算療養費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者高額介護合算療養費	681 681	
18 負担金補助及び交付金	50	1 退職被保険者等高額介護合算療養費 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等高額介護合算療養費	50 50	
18 負担金補助及び交付金	50	1 一般被保険者移送費 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者移送費	50 50	
18 負担金補助及び交付金	50	1 退職被保険者等移送費 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等移送費	50 50	
18 負担金補助及び交付金	13,200	1 出産育児一時金 【健康福祉部 保険年金課】 ・出産育児一時金	13,200 13,200	
12 委託料	7	1 審査支払手数料 【健康福祉部 保険年金課】 ・出産育児一時金支払手数料	7 7	
18 負担金補助及び交付金	6,000	1 葬祭費 【健康福祉部 保険年金課】 ・葬祭費	6,000 6,000	
18 負担金補助及び交付金	1,000	1 傷病手当金 【健康福祉部 保険年金課】 ・傷病手当金	1,000 1,000	
18 負担金補助及び交付金	1,179,350	1 一般被保険者医療給付費分 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者医療給付費分	1,179,350 1,179,350	
18 負担金補助及び交付金	2,890	1 退職被保険者等医療給付費分 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等医療給付費分	2,890 2,890	

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1一般被保険者後期高齢者支援金等分	435,193	443,567	8,374			86,981	348,212
		2退職被保険者等後期高齢者支援金等分	421	454	33				421
		3介護納付金分	148,286	154,583	6,297			32,329	115,957
		1介護納付金分	148,286	154,583	6,297			32,329	115,957
		4財政安定化基金拠出金	1	1	0				1
		財政安定化基金拠出金	1	1	0				1
		財政安定化基金拠出金	1	1	0				1
		5保健事業費	100,136	115,871	15,735	32,639		641	66,856
		特定健康診査等事業費	45,948	60,281	14,333	25,152		635	20,161
		特定健康診査等事業費	45,948	60,281	14,333	25,152		635	20,161
		2保健事業費	54,188	55,590	1,402	7,487		6	46,695
		保健衛生普及費	54,188	55,590	1,402	7,487		6	46,695

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
18 負担金補助及び交付金	435,193	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 【健康福祉部 保険年金課】 ・一般被保険者後期高齢者支援金等分	435,193 435,193	
18 負担金補助及び交付金	421	1 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 【健康福祉部 保険年金課】 ・退職被保険者等後期高齢者支援金等分	421 421	
18 負担金補助及び交付金	148,286	1 介護納付金分 【健康福祉部 保険年金課】 ・介護納付金分	148,286 148,286	
18 負担金補助及び交付金	1	1 財政安定化基金拠出金 【健康福祉部 保険年金課】 ・財政安定化基金拠出金	1 1	
7 報償費	1,239	1 特定健康診査等事業費 【健康福祉部 保険年金課】 ・特定健診従事者謝金 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・特定健診受診勧奨通知委託料 ・特定健康診査委託料 ・特定健康診査審査委託料 ・特定保健指導委託料 ・健診予約システム使用料負担金 ・コールセンター使用料負担金	45,948 1,239 78 253 1,283 4,235 33,510 1,580 1,715 1,089 966	
10 需用費	331			
11 役務費	1,283			
12 委託料	41,040			
18 負担金補助及び交付金	2,055			
1 報酬	1,869	1 保健事業費 【健康福祉部 保険年金課】	54,188	
3 職員手当等	388	・会計年度任用職員報酬	1,869	
4 共済費	447	・会計年度任用職員期末手当	388	
7 報償費	429	・会計年度任用職員社会保険料	447	
8 旅費	90	・補助事業謝金	429	
10 需用費	847	・普通旅費	40	
		・会計年度任用職員費用弁償	50	
		・消耗品費	254	
		・印刷製本費	493	
		・修繕料	60	
		・燃料費	40	

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
						特 定 財 源			
款	項	目				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		6基金積立金	8	9	1			8	
		基金積立金	8	9	1			8	
		財政調整基金積立金	8	9	1			8	
		7諸支出金	16,362	16,512	150				16,362
		償還金及び還付加算金	16,359	16,509	150				16,359
		過年度支出金	1	151	150				1
		2一般被保険者保険税還付金	16,000	16,000	0				16,000
		3退職被保険者等保険税還付金	50	50	0				50
		4一般被保険者還付加算金	300	300	0				300
		5退職被保険者等還付加算金	8	8	0				8
		2延滞金	3	3	0				3
		延滞金	3	3	0				3
		8予備費	10,000	10,000	0				10,000
		1予備費	10,000	10,000	0				10,000
		1予備費	10,000	10,000	0				10,000
		歳 出 合 計	7,160,413	7,013,461	146,952	5,239,166		492,479	1,428,768

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
11	役務費	1,395	・通信運搬費	1,383
			・自動車保険料	12
12	委託料	16,593	・医療費通知作成委託料	242
			・ジェネリック医薬品差額通知委託料	4,541
18	負担金補助及び交付金	32,130	・慢性腎臓病（CKD）進行予防事業委託料	1,980
			・糖尿病性腎症重症化予防事業委託料	2,310
			・慢性閉塞性肺疾患（COPD）進行予防事業委託料	114
			・脳梗塞再発予防事業委託料	220
			・レセプト点検業務委託料	4,290
			・残薬・ポリファーマシー対策事業委託料	660
			・柔道整復療養費支給適正化業務委託料	421
			・骨折・骨粗しょう症重症化予防事業委託料	1,815
			・人間ドック助成金	32,130
24	積立金	8	1 財政調整基金積立金	8
			【健康福祉部 保険年金課】・財政調整基金利子積立金	8
22	償還金利子及び割引料	1	1 国庫支出金等返還金	1
			【健康福祉部 保険年金課】	
			・国庫支出金等返還金	1
22	償還金利子及び割引料	16,000	1 一般被保険者保険税還付金	16,000
			【市民生活部 収納課】	
			・国保税還付金	16,000
22	償還金利子及び割引料	50	1 退職被保険者等保険税還付金	50
			【市民生活部 収納課】	
			・国保税還付金	50
22	償還金利子及び割引料	300	1 一般被保険者還付加算金	300
			【市民生活部 収納課】	
			・国保税還付加算金	300
22	償還金利子及び割引料	8	1 退職被保険者等還付加算金	8
			【市民生活部 収納課】	
			・国保税還付加算金	8
22	償還金利子及び割引料	3	1 延滞金	3
			【市民生活部 収納課】・延滞金	3

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	期末手当	寒冷地手当	その他	計			
本年度	長 等									
	議 員									
	その他	15	375				375		375	
	計	15	375				375		375	
前年度	長 等									
	議 員									
	その他	15	375				375		375	
	計	15	375				375		375	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	0	0						0	
	計								0	

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本年度	¹¹ [2]	3,455	37,174	28,661	69,290	13,588	82,878	
前年度	¹¹ [2]	3,378	36,866	27,091	67,335	13,250	80,585	
比 較		77	308	1,570	1,955	338	2,293	

※ [] 内は会計年度任用短時間勤務職員数（外書き）

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	児童手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	管理職員特勤手当	時間外勤務手当
	本年度	960	140	8,814	5,920	286	21	3,910
	前年度	668	240	8,835	5,771	286	21	2,979
	比 較	292	△ 100	△ 21	149			931
	区 分	特殊勤務手当	宿日直手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	退職手当負担金	
	本年度			427	618		7,565	
	前年度			350	558		7,383	
	比 較			77	60		182	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本年度	11		37,174	27,939	65,113	12,768	77,881	
前年度	11		36,866	26,354	63,220	12,524	75,744	
比 較			308	1,585	1,893	244	2,137	

(単位：千円)

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当	児童手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	管理職員特勤手当	時間外勤務手当
	本年度	960	140	8,092	5,920	286	21	3,910
	前年度	668	240	8,098	5,771	286	21	2,979
	比 較	292	△ 100	△ 6	149			931
職員手当 の内 訳	区 分	特殊勤務手当	宿日直手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	退職手当負担金	
	本年度			427	618		7,565	
	前年度			350	558		7,383	
	比 較			77	60		182	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本年度	[2]	3,455		722	4,177	820	4,997	
前年度	[2]	3,378		737	4,115	726	4,841	
比 較		77		△ 15	62	94	156	

※ [] 内は会計年度任用短時間勤務職員数（外書き）

(単位：千円)

職員手当 の内 訳	区 分	期末手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	宿日直手当	通勤手当	退職手当負担金
	本年度	722					
	前年度	737					
	比 較	△ 15					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給料	308	1 昇給	676	昇給等 676	
		2 その他	△ 368	会計間異動等 △ 368	
職員 手当	1,570	1 制度改正	△ 348	期末手当 △ 348	
		2 その他	1,918	扶養手当 292 児童手当 △ 100 期末手当 327 勤勉手当 149 時間外勤務手当 931 通勤手当 77 住居手当 60 退職手当負担金 182	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和4年1月1日現在	平均給料月額	270,200円
	平均給与月額	329,557円
	平均年齢	37.20歳
令和3年1月1日現在	平均給料月額	272,591円
	平均給与月額	302,503円
	平均年齢	36.91歳

イ 初任給の状況

区 分	学 歴	燕 市	国の制度
		一 般 職	行政(一)
本 年 度	高 校 卒	150,600円	150,600円
	短 大 卒	163,100円	163,100円
	大 学 卒	182,200円	182,200円
前 年 度	高 校 卒	150,600円	150,600円
	短 大 卒	163,100円	163,100円
	大 学 卒	182,200円	182,200円

ウ 級別職員数

区 分	一 般 職		
	級	職員数(人)	構成比
令和4年1月1日現在	7級		
	6級		
	5級	1	9.1%
	4級	3	27.3%
	3級	1	9.1%
	2級	1	9.1%
	1級	5	45.4%
	計	11	100.0%
令和3年1月1日現在	7級		
	6級		
	5級	1	9.1%
	4級	2	18.2%
	3級	3	27.3%
	2級	1	9.1%
	1級	4	36.3%
	計	11	100.0%

(級別の基準となる職務)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
職 務 内 容	部長	課長	参事 課長補佐	副参事 係長 主査	主任	主事 技師	主事 技師

エ 昇給

区 分		合 計	内 訳		
			一般職	技能労務職	
本 年 度	職員数 (A) (人)	11	11		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	11	11		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	11	11	
比 率 (B)/(A) (%)	100.0%	100.0%			
前 年 度	職員数 (A) (人)	11	11		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	10		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	10	10	
比 率 (B)/(A) (%)	90.9%	90.9%			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.150	2.150	4.30	有	
前 年 度	2.200	2.200	4.40	有	
国の制度	2.150	2.150	4.30	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	退 職 時 特別昇給	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	無	

キ その他手当

区 分	国の制度との差異	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	月額12,000円(※1)を超える家賃を支払っている職員に対し支給 家賃の月額と12,000円(※1)との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を16,000円(※2)を限度として11,000円に加算した額を支給 ※1…国の制度では16,000円 ※2…国の制度では17,000円
通勤手当	同	

令和4年度
燕市国民健康保険事業運営に関する
事業計画

令和4年3月
健康福祉部 保険年金課

【 目 次 】

第1章	事業運営の健全化と事業計画	3
第2章	国民健康保険事業運営（特別会計）の現状と課題	
第1節	国民健康保険特別会計の現状及び見通し	3
1.	被保険者数の推移	3
2.	一人当たりの国保税調定額と収納率（現年課税分）の推移	3
3.	一人当たりの保険給付費の推移	4
4.	財政状況（令和3年度までの財政見通し）	4
第2節	国民健康保険事業運営の課題	5
第3章	国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み	
第1節	国民健康保険税の収納率向上への取り組み	6
第2節	第三者行為に関する取り組み強化について	7
第3節	保健事業について	8
1.	ジェネリック医薬品の使用促進事業（差額通知）	8
2.	柔道整復療養費の適正受診対策	8
3.	多受診患者の実態把握と受診行動適正化	8
4.	慢性腎臓病（CKD）進行予防事業	8
5.	糖尿病性腎症重症化予防事業	8
6.	特定健診受診率向上事業	9
7.	慢性閉塞性肺疾患（COPD）進行予防事業	9
8.	脳梗塞再発予防事業	9
9.	残薬・ポリファーマシー対策事業	10
10.	骨折・骨粗しょう症重症予防事業	10

第1章 事業運営の健全化と事業計画

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として地域住民の健康保持を図り、生活の安定に重要な役割を果たしているが、反面、少子高齢化の進展や医療費の増大などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

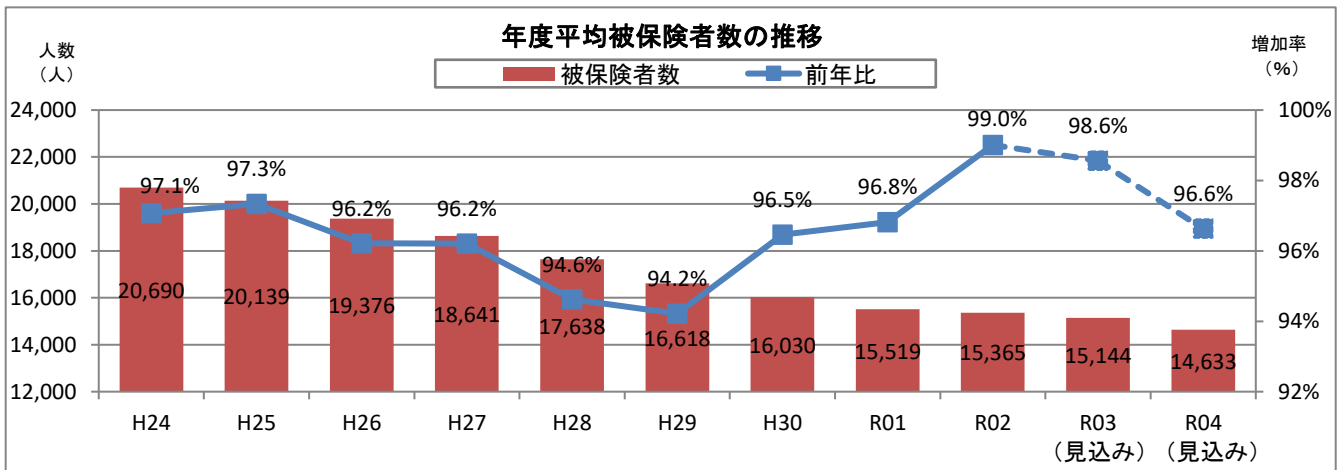
このような状況の中、本計画は、国民健康保険事業運営の健全化（国保財政の収支不均衡の解消等）を基本に、今後の事業運営にかかる様々な課題を整理し、対策を講じながら中長期的に安定した事業運営を図ることを目的に策定するものである。

第2章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

第1節 国民健康保険特別会計の現状及び見通し

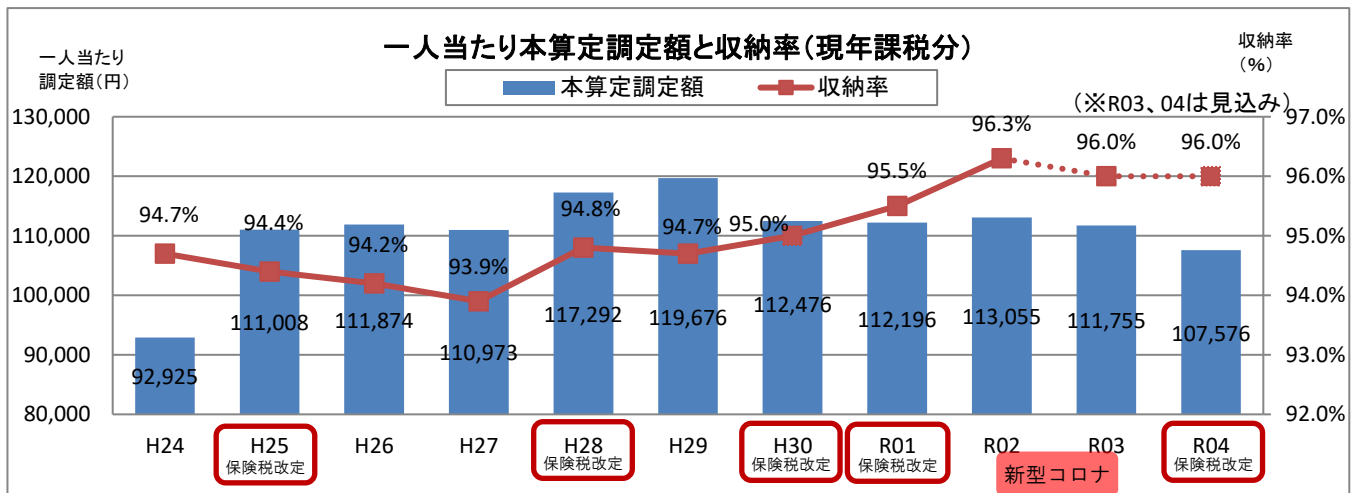
1. 被保険者数の推移

各年度の平均被保険者数については、社会保険の適用拡大により平成28、29年度に大幅に減少したが、令和4年度以降は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への加入により大幅な減少が見込まれる。現在、さらなる社会保険の適用拡大も検討されており、今後の動向に注視する必要がある。



2. 一人当たりの国保税調定額と収納率(現年課税分)の推移

ここで示す一人当たり国保税調定額は、本算定時の調定額を被保険者数の平均で除した金額を表したものであり、平成25年度など国保税改定の年度で大きく増減している。令和4年度においては、国保税率引き上げに伴い、一人当たり調定額が減少するものの、収納率は平成27年度以降伸びており、96.0%を見込むことができる状況となっている。

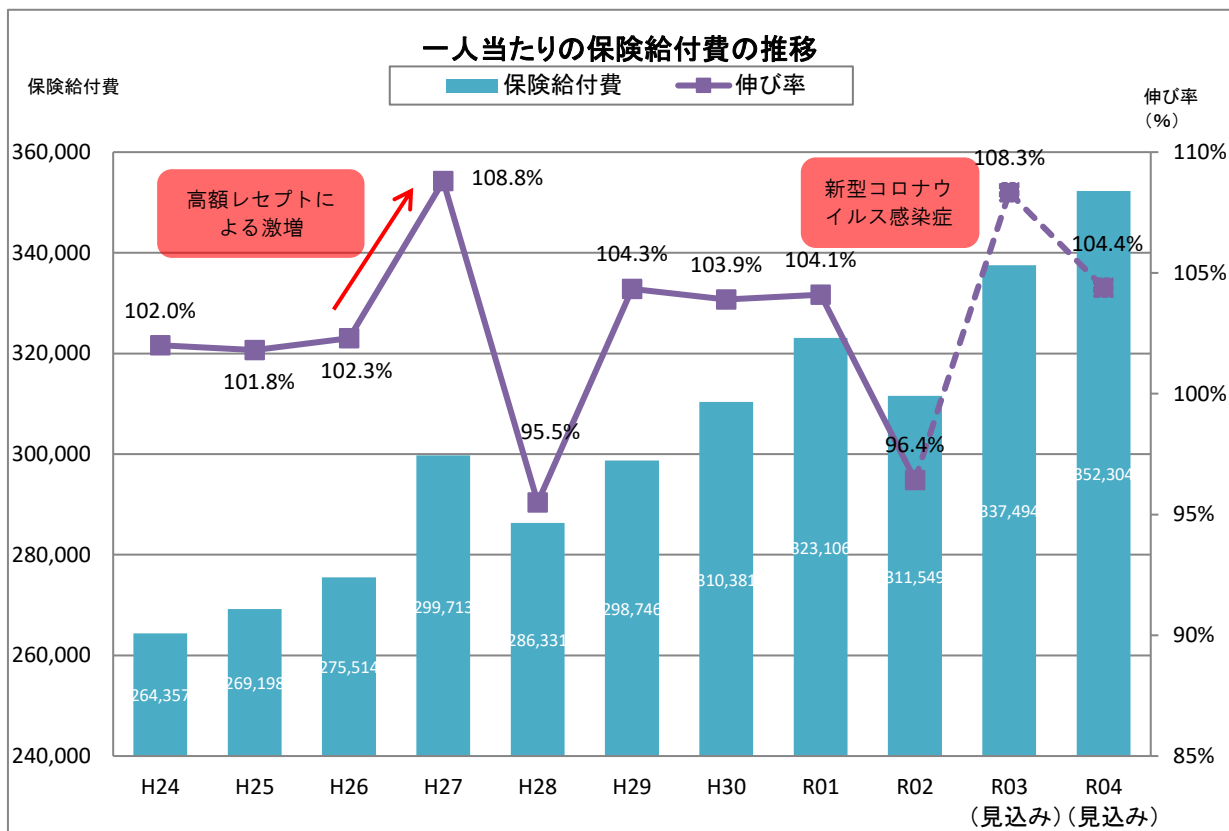


3. 一人当たりの保険給付費の推移

一人当たりの保険給付費は毎年増加しており、平成26年度までは前年度比2%程度の上昇で推移していたが、「脳梗塞」、「その他の心疾患」等の高額レセプトの発生や新規高額薬剤の影響により、平成27年度の一人当たり保険給付費は前年度に対し8.8%と激増している。

その後、平成28年度下半期以降の推移から先の医療費激増は収束したものの、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費増は現在も継続している。令和2年度においては感染症の影響による受診控えなどで一時的に減少となったが、令和3年度以降も引き続き伸びる傾向にある。

平成30年度国保制度改革により、医療費の急増が即座に市町村国保財政を悪化させることはなくなったが、引き続き医療費の推移を注視して財政運営を行う必要がある。



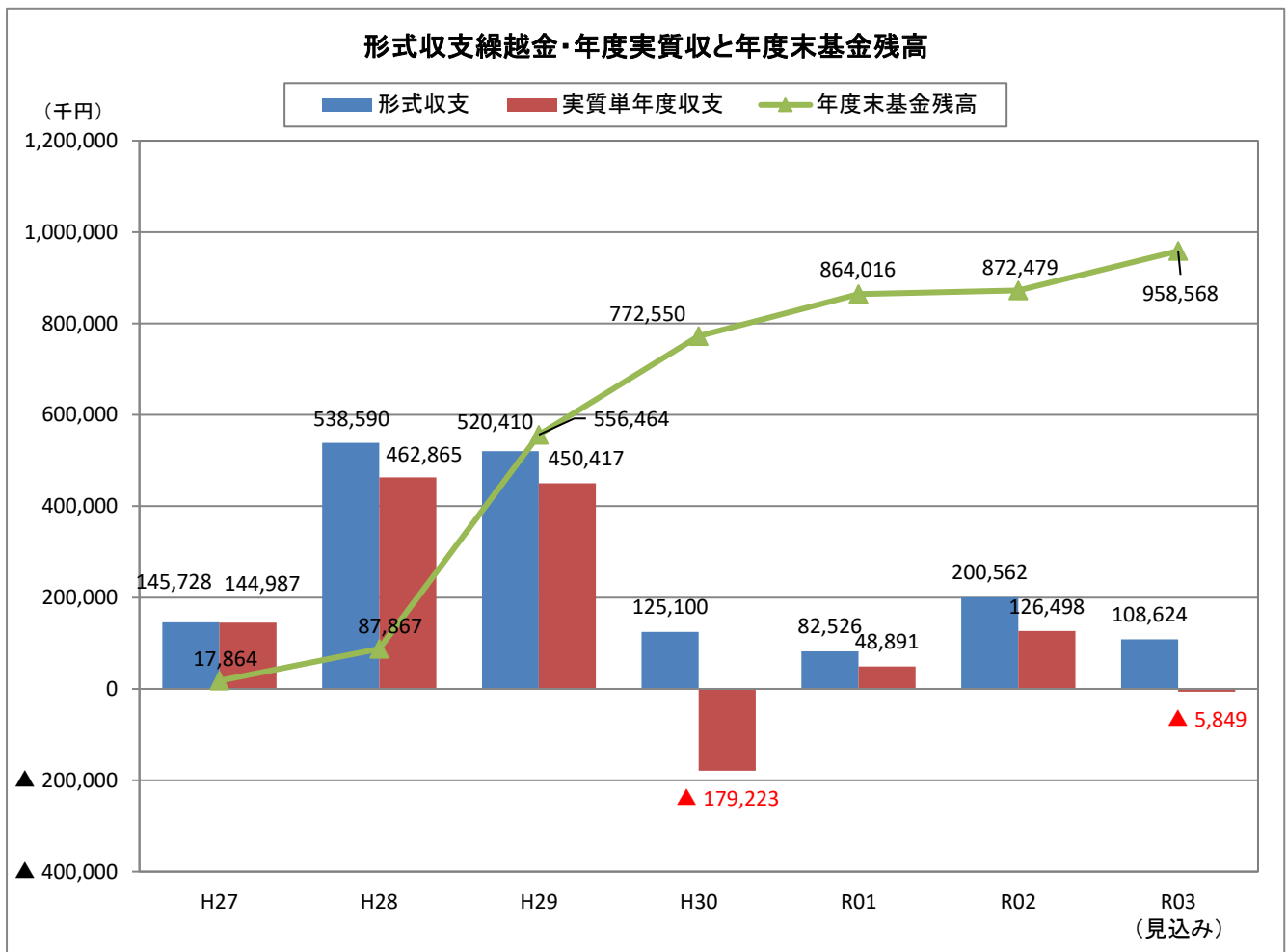
4. 財政状況(令和3年度までの財政見通し)

被保険者数、国保税及び事業費納付金等により決算見込みを試算すると、令和3年度は形式収支で108,624千円、単年度実質収支で5,849千円の赤字となる見込みである。

一人当たりの保険給付費の伸びは保険給付費が増える要因であるものの、平成30年度国保制度改革により普通交付金で賄われるため、国保財政を赤字にする要因ではなくなっている。単年度収支の赤字については、財政調整基金残高の推移から適正税率を検討する必要がある。

■ 歳入-歳出

区分(科目)	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算(決算見込み)
形式収支(決算額)	145,728千円	538,590千円	520,410千円	125,100千円	82,526千円	200,562千円	108,624千円
単年度実質収支	144,987千円	462,865千円	450,417千円	▲179,223千円	48,891千円	126,498千円	▲5,849千円
年度末基金残高	17,864千円	87,867千円	556,464千円	772,550千円	864,016千円	872,479千円	958,568千円



第2節 国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向にあるものの、少子高齢化と医療の高度化等を背景として、一人当たりの医療費は年々増加傾向にある。このため、歳出の大部分を占める保険給付費全体が平成24年度以降緩やかな減少カーブを描く一方で、国保の構造上、被保険者に被用者保険が適用されない非正規雇用者や無収入者等の低所得者が多く含まれるため、これに見合う財源の確保が難しい状況にある。

このような現状のなか、平成30年度の国保制度改革に伴い、市町村国保は都道府県単位に広域化となり、特に財政運営面では大きく改革されると共に、国による財政支援が拡充された。しかしながら、高齢者の加入割合は今後も増加の一途が想定されることや、担税力の低い低所得者層の割合が高いこと等により、財源確保が現状より向上することは見込めないため、制度改革後においても財政運営の厳しい状況は続くことが想定される。

昨今の国保事業を取り巻く環境においては、今後の財政見通しは極めて不透明な状況下であり国保財政の安定的な運営に努めるには、これまで実施してきた各種の医療費適正化事業等を、保険者が講じ得る対策として引き続き重点的に取り組んでいく必要がある。

なお、財政調整基金残高は伸びている状況にあることから、事業費納付金や保健事業のために必要かつ十分な財源の推計と国保財政を維持可能な適正税率の算定が課題となっている。

第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

第1節 国民健康保険税の収納率向上への取り組み

国保税の収納状況は、以下のとおり推移している。

年度	現年度課税分		滞納繰越分		合計	
	収納額	収納率	収納額	収納率	収納額	収納率
平成28年度	1,689,121千円	94.8%	80,367千円	17.2%	1,769,488千円	78.6%
平成29年度	1,628,136千円	94.7%	70,532千円	15.3%	1,698,668千円	77.9%
平成30年度	1,487,201千円	95.0%	68,242千円	14.8%	1,555,443千円	76.8%
令和元年度	1,410,938千円	95.5%	75,999千円	17.5%	1,486,937千円	77.7%
令和2年度	1,411,702千円	96.3%	100,573千円	24.7%	1,512,275千円	80.8%

令和4年度の目標収納率は、平成30年度・令和元年度・2年度の実績を基に現年度課税分は「96.0%」以上、滞納繰越分「20.0%」以上、合計「78.0%」以上とし、この目標の実現に向け下記の取り組みを実施していく。

【収納率向上に向けた取り組み】

- ① 最初の納期の金額の偏りをなくし納めやすくするため、期別納付額の端数処理の単位を1,000円未満から100円未満に変更
- ② 納税の利便性の向上と納税機会の拡大のため、コンビニ納付、窓口延長を実施し、令和3年度から新たにスマホアプリによるキャッシュレス決済を導入
- ③ 8月及び12月、全滞納者を対象に催告書を一齐発送するとともに、出納閉鎖期前には現年度分の未納者に催告書を送付
- ④ 滞納繰越額の圧縮及び新規滞納者の早期把握と抑制を図るため、10・11月の納税推進強化月間において集中的に文書と電話による催告、臨戸催告、徴収、納税相談、各種調査を実施
- ⑤ 滞納の高額又は徴収困難な案件には、滞納整理室が中心となり滞納整理、処分を強化し、各種財産調査を行い差押え等の強制徴収を執行
- ⑥ 新潟県地方税徴収機構を活用した滞納整理の実施
- ⑦ 納期内納付と収納率向上を図るため、広報紙、ホームページ、庁舎内の掲示パネルによる口座振替の案内、はがき版口座振替依頼書、口座振替の案内を載せた納税通知書とパンフレットの送付、資格取得時における口座振替の勧誘の実施
- ⑧ 国民健康保険税率の引き下げや未就学児に係る均等割の5割減額の実施により、収納率向上の見込み

第2節 第三者行為に関する取り組み強化について

第三者による不法行為（第三者行為）による被害に係る求償事務については、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月厚生労働省通知）により、各保険者は、まず現状の取り組みを評価し、求償事務の改善を図るとともに、数値目標を定めて、計画的に求償事務の取り組みを進めることにより、PDCAサイクルを確立し、継続的に求償事務の取り組み強化を図っていくこととしている。

これを受け、「被害届の自主的な提出率」と「市町村における被害届受理日までの平均日数」について数値目標を定める。

1. 被害届の自主的な提出率

内 容	数値1 被害届の全提出件数 (数値2+数値3+数値5)	数値2 世帯主等が自主的に提出した被害届の件数	数値3 損害保険会社が提出を代行した被害届の件数	数値4 被害届の自主的な提出率 (数値2+数値3)/数値1	数値5 市町村の勧奨により提出された被害届の件数	基準日
R2年度目標	14件	3件	7件	71%	4件	R3. 3. 31
R2年度実績	7件	3件	3件	86%	1件	R3. 3. 31
R3年度目標	10件	4件	3件	70%	3件	R4. 3. 31
R3年度1月末実績	11件	3件	3件	55%	5件	R4. 1. 31
R3年度実績見込	15件	4件	4件	53%	7件	R4. 3. 31
R4年度目標	15件	5件	5件	67%	5件	R5. 3. 31

損害保険団体との覚書（平成28年3月締結）による効果が見られ、届出全体に占める損害保険団体が提出を代行する割合が増えている。令和2年度においては、感染症対策の影響からか届出件数自体が減少している。令和3年度においては1月末現在で令和2年度実績を超える件数となっていることから、令和4年度も同程度の件数を見込み、目標値を67%と設定した。

2. 市町村における被害届受理日までの平均日数

内 容	数値1 被害届の全提出件数 (指標1.の数値1と同値)	数値2 国保利用開始日から市町村における被害届受理日までの総日数	数値3 国保利用開始日から市町村における被害届受理日までの平均日数 (数値2/数値1)	基準日
R2年度目標	14件	1,490日	106日	R3. 3. 31
R2年度実績	7件	765日	109日	R3. 3. 31
R3年度目標	10件	1,070日	107日	R4. 3. 31
R3年度1月末実績	11件	911日	83日	R4. 1. 31
R3年度実績見込	15件	1,371日	91日	R4. 3. 31
R4年度目標	15件	1,600日	107日	R5. 3. 31

令和3年度1月末実績においては自主的な提出において届出が早い方が多く、平均日数を引き下げている。令和4年度も引き続き令和3年度の平均日数を目標に設定した。

第3節 保健事業について

■燕市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、特定健診データとレセプトデータを組み合わせて構築した燕市医療データベースを最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業の実施を図る。

1. ジェネリック医薬品の使用促進事業(差額通知)⇒ 平成24年度～継続事業

生活習慣病等で長期にわたって服用し続けなければならない医薬品等について、切り替え可能なジェネリック医薬品の情報（差額通知）を被保険者に提供する。

2. 柔道整復療養費の適正受診対策 ⇒ 平成25年度～継続事業

国民医療費の伸びを上回る療養費の状況が問題となっている。療養費のなかでも大きなシェアを占める柔道整復施術療養の適正化への取り組みの一環として、次の取り組みを実施する。

- (1) 被保険者に対する柔道整復療養費の医療費通知の徹底
- (2) 保険適用外施術等について、広報つばめ、ホームページ及びチラシ配布等での周知徹底
- (3) 多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者への調査の実施
〔令和2年度より新潟県国民健康保険団体連合会共同事業により実施〕

3. 多受診患者の実態把握と受診行動適正化 ⇒ 平成25年度～継続事業

多受診（重複受診・頻回受診・重複服薬）は、医療費高額化の要因にもなっており、これらの患者に対して正しい受診行動に導く保健指導は重要である。

そのためには効果的な保健事業となるように「多受診患者数とその傾向」を把握し、燕市で実施する医療費分析をもとに対象者を特定し、看護師等の訪問を基本に保健指導を実施する。

4. 慢性腎臓病(CKD)進行予防事業 ⇒ 平成25年度～継続事業

重症化するまで自覚症状がほとんどなく、適正な治療を受けていない状況で突然「人工透析」治療が必要となる「慢性腎臓病（CKD）」対象者を、燕市医療データベースから特定し、医療機関への受診勧奨を目的とした保健指導（保健師又は看護師による自宅訪問を基本）を実施する。⇒二次予防

5. 糖尿病性腎症重症化予防事業 ⇒ 平成26年度～継続事業

燕市医療データベースを基に、糖尿病から軽度の腎不全者を特定し、主治医との連携により、対象者に対して食事指導などの生活習慣改善プログラムを実施し、人工透析治療への移行を遅延或いは阻止することで被保険者の生活の質（QOL）の維持を図るとともに、医療費の高騰抑制に繋げることを目的とする。⇒三次予防

なお、平成28年4月に国が策定した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき事業実施するとともに、県の要請により「平成28年度厚生労働科学研究費補助金『糖尿病性腎症重症化予防プログラム開発のための研究』」に県内では燕市が唯一参加している。

令和4年度は、遠隔（オンライン）面談による予防指導を予定している。

6. 特定健診受診率向上事業 ⇒ 平成25年度～継続事業

燕市国保の特定健診受診率は、平成25年度以降増加を続けてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に激減し、令和3年度も伸び悩んでいる。

集団健診の実施期間の見直し、WEB予約やコールセンターなど受付体制整備に加え、各会場の受付時期に応じた受診勧奨を行うことで、受診率の向上を図る。

①集団健診の受診勧奨案内 < 平成27年度～ >

過去3年間の特定健診受診状況データを活用し、前年度未受診者を主体にそれぞれ被保険者の受診状況等に応じた内容（複数パターンの検討）の受診勧奨案内を各会場の受付開始時期を目途に、各地区の特定健診未受診者（予約者を除く）に送付（送付時期は検討）

②追加健診の実施、及び受診勧奨案内 < 平成25年度～令和3年度 >

令和元年度まで5月・6月に実施していた集団健診及びその後の追加健診について、令和4年度は5月から12月までと期間の見直しを行ったことにより、これまでの追加健診を集団健診の新たな日程に含める。

③新たな健診機会としての受診勧奨案内 < 令和4年度～ >

令和4年度は5月から12月まで集団健診を実施し、これまでの追加健診を集団健診の最終日の新たな日程としたことにより、後半における特定健診の受診状況を注視し、集団健診未受診者を対象とした新たな健診機会として、対象者に受診勧奨の案内通知を送付

7. 慢性閉塞性肺疾患(COPD)進行予防事業 ⇒ 平成27年度～継続事業(令和2年度～休止)

特定健診（集団健診）受診時に、喫煙或いは喫煙歴のある方を対象（非喫煙の希望者含む）に、COPD検診を実施する。魅力ある検診項目の提供により、受診率向上の効果を図る。

○対象者 ⇒ 喫煙或いは喫煙歴のある者とし、非喫煙者も希望により受診可

過去3年間の特定健診受診歴から「喫煙あり」の者へ受診勧奨案内を通知

○費用負担 ⇒ 無料

○検査方法 ⇒ 簡易スパイロメータ（ハイ・チェッカー）を用いた気流閉塞判定によるスクリーニング検査

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から休止。

8. 脳梗塞再発予防事業 ⇒ 平成28年度～継続事業

平成27年1月診療分の医療費から高騰状態が継続し、その要因追及のため医療費分析をした結果、疾病別にみると脳梗塞の医療費増加額が最も高くなっていたため、国保財政運営が大変厳しいおり、医療費の高騰抑制に繋げる新たな対策が必要と捉え、脳梗塞を対象としたハイリスクアプローチによる再発予防事業を平成28年度に新規事業として取り組んだ。今年度も同様に継続して実施する。

○脳梗塞既往歴のある者で直近4ヶ月に（脳梗塞での）受診がない者など、再発リスクの高いと考えられる者を対象にリスト作成

○燕市医療データベースを基に脳梗塞再発予防リストを作成・活用し指導対象者を特定

○自宅訪問を基本に看護師等による医療機関への適正受診の保健指導

9. 残薬・ポリファーマシー対策事業 ⇒ 平成30年度～継続事業

被保険者の服薬管理の推進を図ることにより、残薬の誤飲や不適切服薬による副作用の防止や、残薬の再利用により調剤費の節約につなげる。

①残薬対策（節薬バッグ）事業

40歳以上の被保険者で、1か月に4剤以上処方（内服薬として長期処方）されている者を対象に「節薬（せつやく）バッグ」を送付する。その他、窓口では希望者にも配付。

飲み残しや使いきれなかった薬（残薬）がある場合に、対象者は「節薬バッグ」に入れて調剤薬局等にお薬手帳とともに持参する。薬局では残薬の量や使用期限を確認し、再利用できる場合は医師に連絡し、今後の処方量を調整する。

②ポリファーマシー（多剤投与等）対策事業

60歳以上の被保険者で、1か月に6剤以上処方（内服薬として長期処方）されている薬剤情報を抽出し、その対象となる被保険者（1,000人）に『服薬情報のお知らせ』を通知する。通知を受けた被保険者は、薬剤師もしくは医師に通知を持参し相談する。

薬剤師が残薬、多剤併用、相互作用、重複服薬、副作用等のヒアリングを行い、処方の変更が必要であれば、医療機関へ連絡あるいは服薬情報提供書等を作成し対象者に渡す。医師は、通知等を基に処方の再構築・多剤併用等を改善・解消する。

10. 骨折・骨粗しょう症重症化予防事業 ⇒ 令和4年度（新規事業）

燕市の健康課題の分析により、高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図るためには、生活習慣病等の重症化を予防する取組と生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施する必要性が高くなっている。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業と連携して、70歳以上の国民健康保険加入者のうち、レセプトデータから抽出した骨折及び骨粗しょう症のハイリスク者（治療中断者）を対象に、遠隔（オンライン）面談や電話により、保健指導、医療機関への受診勧奨、通いの場等への参加勧奨を実施する。

令和4年度特別会計予算の概要

○国民健康保険特別会計

歳入

(単位:千円、%)

款	年度		年度		比較	
	令和4年度 予算額	構成比	令和3年度 予算額	構成比	増減額	増減率
1 国民健康保険税	1,307,684	18.3	1,361,926	19.4	△ 54,242	△ 4.0
2 使用料及び手数料	750	0.0	800	0.0	△ 50	△ 6.3
3 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 県支出金	5,239,165	73.2	5,038,778	71.9	200,387	4.0
5 財産収入	8	0.0	9	0.0	△ 1	△ 11.1
6 繰入金	596,537	8.3	595,530	8.5	1,007	0.2
7 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
8 諸収入	16,267	0.2	16,416	0.2	△ 149	△ 0.9
歳入合計	7,160,413	100.0	7,013,461	100.0	146,952	2.1

歳入は、保険給付費(歳出2款)の増に伴い県支出金が4.0%(2億38万7千円)の増となっています。

国民健康保険税については、国民健康保険運営協議会の答申を受け、税率の引き下げを行いました。なお、被保険者数の減少が見込まれますが、税率の引き下げによる収納率向上を見込んでいるため、国民健康保険税は4.0%(5,424万2千円)の減となっています。

また、繰入金において、未就学児均等割保険税繰入金(215万2千円)が新設され、0.2%(100万7千円)の増となっています。

歳入全体として2.1%(1億4,695万2千円)の増となっています。

歳出

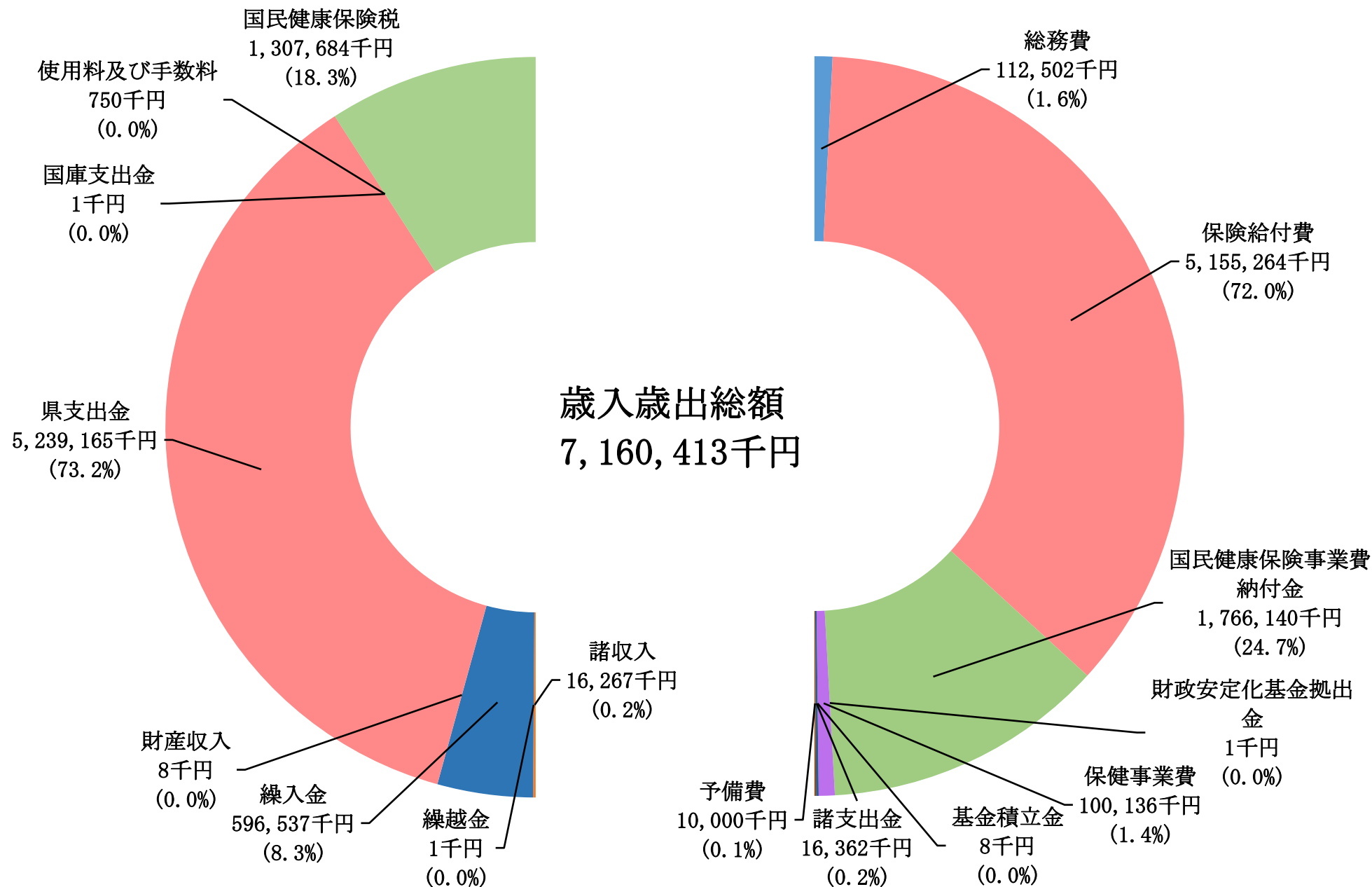
(単位:千円、%)

款	年度		年度		比較	
	令和4年度 予算額	構成比	令和3年度 予算額	構成比	増減額	増減率
1 総務費	112,502	1.6	109,421	1.6	3,081	2.8
2 保険給付費	5,155,264	72.0	4,946,583	70.5	208,681	4.2
3 国民健康保険事業費納付金	1,766,140	24.7	1,815,064	25.9	△ 48,924	△ 2.7
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	100,136	1.4	115,871	1.7	△ 15,735	△ 13.6
6 基金積立金	8	0.0	9	0.0	△ 1	△ 11.1
7 諸支出金	16,362	0.2	16,512	0.2	△ 150	△ 0.9
8 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
歳出合計	7,160,413	100.0	7,013,461	100.0	146,952	2.1

歳出は、被保険者数の減少が見込まれるものの、一人当たりの保険給付費の増加などから、保険給付費が令和3年度と比較して4.2%(2億868万1千円)の増となっています。

また、県から通知された国民健康保険事業費納付金が2.7%(4,892万4千円)の減となっているほか、感染症の影響により特定健康診査の受診率が伸び悩んでいることから、保健事業費で13.6%(1,573万5千円)の減となっています。

歳出全体として2.1%(1億4,695万2千円)の増となっています。

令和4年度燕市国民健康保険特別会計予算
(構成比グラフ)

燕市国民健康保険特別会計 予算比較表 (R4⇔R3)

参考資料

(歳入)

款	項	目	令和4年度	令和3年度		最終予算比較 (①-②)	備考
			当初予算 金額 ①	当初予算 金額	最終予算 金額 ②		
01	国民健康保険税		1,307,684,000	1,361,926,000	1,361,926,000	▲ 54,242,000	
	01	国民健康保険税	1,307,684,000	1,361,926,000	1,361,926,000	▲ 54,242,000	
		01一般被保険者国民健康保険税	1,304,963,000	1,359,358,000	1,359,358,000	▲ 54,395,000	
		02退職被保険者等国民健康保険税	2,721,000	2,568,000	2,568,000	153,000	
02	使用料及び手数料		750,000	800,000	800,000	▲ 50,000	
	01	手数料	750,000	800,000	800,000	▲ 50,000	
		01督促手数料	750,000	800,000	800,000	▲ 50,000	
03	国庫支出金		1,000	1,000	200,000	▲ 199,000	
	01	国庫補助金	1,000	1,000	200,000	▲ 199,000	
		01災害臨時特例補助金	1,000	1,000	167,000	▲ 166,000	
		01社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	0	33,000	▲ 33,000	
04	県支出金		5,239,165,000	5,038,778,000	5,220,745,000	18,420,000	
	01	県補助金	5,239,164,000	5,038,777,000	5,220,744,000	18,420,000	
		01保険給付費等交付金	5,239,164,000	5,038,777,000	5,220,744,000	18,420,000	
	02	財政安定化基金支出金	1,000	1,000	1,000	0	
		01財政安定化基金交付金	1,000	1,000	1,000	0	
05	財産収入		8,000	9,000	14,000	▲ 6,000	
	01	財産運用収入	8,000	9,000	14,000	▲ 6,000	
		01利子及び配当金	8,000	9,000	14,000	▲ 6,000	
06	繰入金		596,537,000	595,530,000	513,348,000	83,189,000	
	01	他会計繰入金	491,075,000	488,117,000	513,348,000	▲ 22,273,000	
		01一般会計繰入金	491,075,000	488,117,000	513,348,000	▲ 22,273,000	
	02	基金繰入金	105,462,000	107,413,000	0	105,462,000	
		01財政調整基金繰入金	105,462,000	107,413,000	0	105,462,000	
07	繰越金		1,000	1,000	200,561,000	▲ 200,560,000	
	01	繰越金	1,000	1,000	200,561,000	▲ 200,560,000	
		01繰越金	1,000	1,000	200,561,000	▲ 200,560,000	
08	諸収入		16,267,000	16,416,000	16,416,000	▲ 149,000	
	01	延滞金加算金及び過料	8,106,000	7,106,000	7,106,000	1,000,000	
		01一般被保険者延滞金	8,000,000	7,000,000	7,000,000	1,000,000	
		02退職被保険者等延滞金	100,000	100,000	100,000	0	
		03一般被保険者加算金	3,000	3,000	3,000	0	
		04退職被保険者等加算金	3,000	3,000	3,000	0	
	02	雑入	8,161,000	9,310,000	9,310,000	▲ 1,149,000	
		01一般被保険者第三者納付金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	
		02退職被保険者等第三者納付金	1,000	1,000	1,000	0	
		03一般被保険者返納金	2,510,000	2,510,000	2,510,000	0	
		04退職被保険者等返納金	2,000	2,000	2,000	0	
		05雑入	648,000	1,797,000	1,797,000	▲ 1,149,000	
		【合計】	7,160,413,000	7,013,461,000	7,314,010,000	▲ 153,597,000	

(歳出)

款	項	目	令和4年度	令和3年度		最終予算比較 (③-④)	備考
			当初予算 金額 ③	当初予算 金額	最終予算 金額 ④		
01	総務費		112,502,000	109,421,000	114,995,000	▲ 2,493,000	
	01	総務管理費	96,402,000	94,340,000	99,914,000	▲ 3,512,000	
		01一般管理費	92,626,000	90,325,000	95,899,000	▲ 3,273,000	
		02国民健康保険団体連合会負担金	3,776,000	4,015,000	4,015,000	▲ 239,000	
	02	徴税费	14,781,000	13,748,000	13,748,000	1,033,000	
		01賦課徴収費	14,781,000	13,748,000	13,748,000	1,033,000	
	03	運営協議会費	534,000	532,000	532,000	2,000	
		01運営協議会費	534,000	532,000	532,000	2,000	
	04	趣旨普及費	785,000	801,000	801,000	▲ 16,000	
		01趣旨普及費	785,000	801,000	801,000	▲ 16,000	
02	保険給付費		5,155,264,000	4,946,583,000	5,128,583,000	26,681,000	
	01	療養諸費	4,495,293,000	4,331,795,000	4,473,795,000	21,498,000	
		01一般被保険者療養給付費	4,454,783,000	4,293,739,000	4,433,739,000	21,044,000	
		02退職被保険者等療養給付費	100,000	100,000	100,000	0	
		03一般被保険者療養費	29,545,000	27,190,000	29,190,000	355,000	
		04退職被保険者等療養費	50,000	50,000	50,000	0	
		05審査支払手数料	10,815,000	10,716,000	10,716,000	99,000	
	02	高額療養費	639,664,000	593,981,000	633,981,000	5,683,000	
		01一般被保険者高額療養費	638,833,000	593,150,000	633,150,000	5,683,000	
		02退職被保険者等高額療養費	100,000	100,000	100,000	0	
		03一般被保険者高額介護合算療養費	681,000	681,000	681,000	0	
		04退職被保険者等高額介護合算療養費	50,000	50,000	50,000	0	
	03	移送費	100,000	100,000	100,000	0	
		01一般被保険者移送費	50,000	50,000	50,000	0	
		02退職被保険者等移送費	50,000	50,000	50,000	0	
	04	出産育児一時金	13,207,000	13,207,000	13,207,000	0	
		01出産育児一時金	13,200,000	13,200,000	13,200,000	0	
		02審査支払手数料	7,000	7,000	7,000	0	
	05	葬祭費	6,000,000	6,500,000	6,500,000	▲ 500,000	
		01葬祭費	6,000,000	6,500,000	6,500,000	▲ 500,000	
	06	傷病手当金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	
		01傷病手当金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	
03	国民健康保険事業費納付金		1,766,140,000	1,815,064,000	1,815,064,000	▲ 48,924,000	
	01	医療給付費分	1,182,240,000	1,216,460,000	1,216,460,000	▲ 34,220,000	
		01一般被保険者医療給付費分	1,179,350,000	1,214,529,000	1,214,529,000	▲ 35,179,000	
		02退職被保険者等医療給付費分	2,890,000	1,931,000	1,931,000	959,000	
	02	後期高齢者支援金等分	435,614,000	444,021,000	444,021,000	▲ 8,407,000	
		01一般被保険者後期高齢者支援金等分	435,193,000	443,567,000	443,567,000	▲ 8,374,000	
		02退職被保険者等後期高齢者支援金等分	421,000	454,000	454,000	▲ 33,000	
	03	介護納付金分	148,286,000	154,583,000	154,583,000	▲ 6,297,000	
		01介護納付金分	148,286,000	154,583,000	154,583,000	▲ 6,297,000	
04	財政安定化基金拠出金		1,000	1,000	1,000	0	
	01	財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	1,000	0	
		01財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	1,000	0	
05	保健事業費		100,136,000	115,871,000	115,871,000	▲ 15,735,000	
	01	特定健康診査等事業費	45,948,000	60,281,000	60,281,000	▲ 14,333,000	
		01特定健康診査等事業費	45,948,000	60,281,000	60,281,000	▲ 14,333,000	
	02	保健事業費	54,188,000	55,590,000	55,590,000	▲ 1,402,000	
		01保健衛生普及費	54,188,000	55,590,000	55,590,000	▲ 1,402,000	
06	基金積立金		8,000	9,000	86,090,000	▲ 86,082,000	
	01	基金積立金	8,000	9,000	86,090,000	▲ 86,082,000	
		01財政調整基金積立金	8,000	9,000	86,090,000	▲ 86,082,000	
07	諸支出金		16,362,000	16,512,000	43,406,000	▲ 27,044,000	
	01	償還金及び還付加算金	16,359,000	16,509,000	43,403,000	▲ 27,044,000	
		01過年度支出金	1,000	151,000	27,045,000	▲ 27,044,000	
		02一般被保険者保険税還付金	16,000,000	16,000,000	16,000,000	0	
		03退職被保険者等保険税還付金	50,000	50,000	50,000	0	
		04一般被保険者還付加算金	300,000	300,000	300,000	0	
		05退職被保険者等還付加算金	8,000	8,000	8,000	0	
	02	延滞金	3,000	3,000	3,000	0	
		01延滞金	3,000	3,000	3,000	0	
08	予備費		10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
	01	予備費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
		01予備費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
		【合計】	7,160,413,000	7,013,461,000	7,314,010,000	▲ 153,597,000	